

平成27年2月27日裁決

主文

全国健康保険協会〇〇支部長が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対してした、後記理由欄第2の3記載の原処分①を取り消す。

その余の本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、不眠症、男性更年期障害(疑い)等(以下「既決傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「既支給期間①」という。)、及び、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「既支給期間②」といい、既支給期間①と併せて、「既支給期間」という。)について、労務不能であったとして、傷病手当金を受給していた。

2 請求人は、双極性障害(以下「本件請求傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「本件請求期間①」という。)について、同月〇日(受付)、同月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間②」といい、本件請求期間①と併せて、「本件請求期間」という。)について、平成〇年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会〇〇支部長(以下「本件支部長」という。)に対し、これらの期間においても労務不能であったとして傷病手当金の支給を申請した。

更に、請求人は、本件請求傷病の療養のため、本件請求期間と同一期間(以下「重複請求期間」という。)について、平

成〇年〇月〇日(受付)、本件支部長に対し、労務不能であったとして傷病手当金の支給を、重ねて申請した。

3 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件請求期間①及び②について、それぞれ「法定給付期間(1年6ヵ月)を超えた請求であるため。平成〇年〇月〇日まで受給されていた傷病の関連継続と認められたため。法定給付期間は平成〇年〇月〇日です。」という理由により傷病手当金を支給しない旨の2個の処分(以下「併せて原処分①」という。)をした。

また、支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、重複請求期間について、「法定給付期間(1年6ヵ月)を超えた請求であるため。平成〇年〇月〇日まで受給されていた傷病の関連継続と認められたため。法定給付期間は平成〇年〇月〇日です。」という理由により傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分②」といい、「原処分①」と併せ、便宜上、「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 傷病手当金の支給について、法第99条第1項は「被保険者(……)が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金……を支給する。」と定めており、また、同条第2項は「傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。」と規定している。

2 本件の場合、既決傷病と本件請求傷病とは継続する同一傷病であるとする前提で、傷病手当金の支給満了日は平成〇年〇月〇日であり、本件請求期間及び重複請求期間は、法定給付期間(1年6ヵ月)

を超えた請求であるので、傷病手当金を不支給とした原処分に対し、請求人は、本件請求傷病と平成〇年〇月〇日まで受給していた既決傷病は別傷病であるとあるしているのだから、本件の問題点は、本件請求期間及び重複請求期間に係る本件請求傷病と既決傷病とは同一疾病又はこれにより発した疾病（以下、便宜上「同一関連傷病」という。）と認められるかどうかということになる。

3 同一関連傷病かどうかについて判断する。

同一関連傷病かどうかについては、前と後の傷病の間に、相当因果関係がある場合に、前と後の傷病は同一関連傷病であるということがいえる。そして、相当因果関係とは、一般の人が常識的に考えて、ある事実と結果との間に、ある事実からそのような結果が生じるのが通常であるといえる関係をいうものであり、そのような考え方の上にたって、前の疾病がなかったならば後の疾病が生じなかったであろうと認められる場合は、前後の傷病の間には相当因果関係があるとして、前後の傷病を同一関連傷病として取り扱うのが相当と判断されるところ、本件についてこれをみると、次のとおりである。

請求人に係る健康保険傷病手当金支給申請書の療養担当者が意見を記入するところ欄（以下「医師意見欄」という。）（a病院（以下「a病院」という。）・A医師（以下「A医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日付本件請求期間①に係るもの、A医師作成の平成〇年〇月〇日付本件請求期間②に係るもの、A医師作成の同年〇月〇日付重複請求期間③に係るもの。）によれば、療養の給付開始年月日（初診日）は平成〇年〇月〇日、傷病名は本件請求傷病とされた上で、本件請求期間①及び本件請求期間②に係る医師意見欄には、「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等として、気分の憂うつ、意欲の低下を認め、薬物療法及び精神療法を行っており、「症状経過か

らみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見」として、著しい意欲低下のため、就労は困難と判断される（本件請求期間①）、又は、困難である（本件請求期間②）とされ、重複請求期間に係る医師意見欄をみると、「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等として、男性生殖器障害特に男性更年期障害（N508）とは全く異なり、精神疾患としての双極性障害・中等度のうつ病エピソード（F313）の状態にあり、著しい意欲の低下、苛々感、焦燥感、抑うつ気分、希死念慮、自傷行為を認め、薬物療法及び精神療法を行っており、「症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見」として、労務不能を認めた期間においても、精神症状は増悪傾向にあり、自傷行為等の行動化の危険性を鑑みても従来の労務はほぼ不可能であると判断されると記載されている。

また、A医師作成の平成〇年〇月〇日付診断書をみると、病名は本件請求傷病とされた上で、男性生殖器障害、特に男性更年期障害とは異なり、双極性障害、中等度のうつ病エピソードの診断名であり、意欲低下、苛々感、抑うつ気分、希死念慮、自傷行為を認め、現在就労不能な状態と判断されている。

そうして、請求人に係る平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までの期間（以下「本件検討期間」という。）についてのa病院作成の診療報酬明細書及び本件検討期間のb薬局c店作成の調剤報酬明細書によれば、請求人は、診療開始日を平成〇年〇月〇日とする下垂体性男子性腺機能低下症、診療開始日を同年〇月〇日とする不安神経症、診療開始日を同年〇月〇日とする男性更年期障害などの傷病によりa病院を定期的に通院しており、平成〇年〇月当時の薬物療法の内容をみると、不安神経症、男性更年期障害に対し、ベンゾジアゼピン（チエノジアゼピン）系抗不安薬（短時間型）のエチゾラム錠、非ベンゾジアゼピン系睡眠薬（極

短時間型)のゾルピデム酒石酸塩錠が投与されており、これら2種類の抗不安薬、睡眠薬は、その後も中断することなく平成〇年〇月まで継続して処方されているが、平成〇年〇月からは、抗不安薬、睡眠薬に加えて、新たにノルアドレナリン作動性・特異的セロトニン作動性抗うつ薬(リフレックス錠)が追加処方されており、さらに、同年〇月から躁病、躁うつ病の躁状態に対する保険適用のある炭酸リチウム製剤気分安定薬(リーマス錠)が開始され、それは平成〇年〇月まで継続して処方され、また、同年〇月には、双極性障害における気分エピソードの再発・再燃抑制に保険適用のある神経系に作用する薬剤(新世代薬)のラミクタール25mg錠が処方されていることが認められる。

なお、既往傷病について、a病院B医師作成の平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日付の各医師意見書欄をみるに、傷病名として、肝機能障害、高尿酸血症、高血圧、不眠症と併せ、既往傷病の男性更年期障害が掲げられ、発病または負傷の年月日を平成〇年〇月〇日、(平成〇年〇月〇日付)及び平成〇年〇月〇日(平成〇年〇月〇日付)発病または負傷の原因を不詳、労務不能と認めた期間を、それぞれ、平成〇年〇月〇日から同月〇日まで(平成〇年〇月〇日付)、及び同年〇月〇日から同月〇日まで(平成〇年〇月〇日付)とした上で、労務不能と認められた期間における「主たる症状及び経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等は、平成〇年〇月頃より上記疾患で通院加療中であり、現在も継続精査加療中であるとされ、「症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見」には、「現在上記疾患で通院加療中であり、全身倦怠感、頭痛あり、b大学c科に通院中である。易疲労性であり、高血圧不安定あり、就労不可と考える。」(平成〇年〇月〇日付)、現在上記疾患で通院加療中であり、血圧不安定、不眠症等の不安神経症あり、現在就労不可と考

える。」(平成〇年〇月〇日付)と記載されている。

以上の各資料によれば、請求人は、平成〇年〇月頃より男性更年期障害、不安神経症、高血圧、不眠症などの傷病で通院しており、不安・睡眠障害に対して短時間型ないし極短時間型の抗不安薬、睡眠薬の投与を受けていたが、平成〇年〇月頃からは、うつ病・うつ状態に保険適用を有するノルアドレナリン作動性・特異的セロトニン作動薬のリフレックス錠が追加され、同月〇月からは、躁うつ病(双極性障害)の躁状態に効果のあるリーマス錠、ラミクタール錠が新たに処方されていることから判断すると、請求人は、それまで不安、不眠などの不定愁訴を中心とするいわば神経症圏の病態が継続していたが、平成〇年〇月頃から、神経症圏の病態が著しく変化し、新たに精神病としてのうつ病・うつ状態、躁状態が加わり、躁うつ病(双極性障害)の精神病の病態になったものと認めることができる。この判断は、従来の男性生殖器障害である男性更年期障害とは全く異なるうつ相と躁相を併せ持つ双極性障害、中等度うつ病エピソードの診断名となり、意欲の低下、苛々感、抑うつ気分、希死念慮、自傷行為を認め、現在就労不能な状態にあるとするA医師の意見とも矛盾しない。

そうすると、請求人の本件請求期間及び重複請求期間に係る本件請求傷病は、診療報酬明細書上には双極性障害ないしは躁うつ病の傷病名を見いだすこととはできないにしても、精神医学的観点から、これまで持続してきた神経症圏とは異なる精神病の病態を有する本件請求傷病が、新たに発症したとするのが相当であり、既往傷病と本件請求傷病を連続する同一関連傷病と認めることはできず、これらは相当因果関係のない別傷病と判断することができる。したがって、本件請求期間について傷病手当金を支給しないとした原処分①は相当ではない。しかし、健保法上、同じ傷病の療養のため労

務不能であったとして、同一の期間について、重ねて傷病手当金を受給することができるという規定はないから、本件請求期間について傷病手当金を支給すべきものと判断される本件においては、重複請求期間について傷病手当金を支給しないとした原処分②は結論において相当である。

- 4 そうすると、原処分①は相当ではないから、これを取り消し、その余の再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。